第20号様式別表２の３記載の手引

１　この明細書の用途等

⑴　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額について、法第321条の８第13項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

⑵　法第321条の８第15項に規定する被合併法人等の控除未済通算対象所得調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が２以上あるときは、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象通算対象所得調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

２　各欄の記載のしかた

欄	記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
１「通算対象所得金額①」	通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表７の２）の11の欄の金額を、古い事業年度の分から順次記載します。	法第321条の８第13項の規定による控除は、通算対象所得金額の生じた事業年度において、当該事業年度について法人税法第64条の５第３項の規定の適用があることを証する書類（法人税の明細書（別表７の２）の写し等）を添付した第20号様式の確定申告書を提出し、かつその後において連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
２「控除対象通算対象所得調整額②」	⑴　①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日）における⑵に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ⑵に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (ｲ)　通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の８第13項の規定を適用する場合　同条第１項に規定する６月経過日の前日 (ﾛ)　法第321条の８第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合　当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 ⑵　(ｲ)　普通法人である通算法人　100分の23.2 (ﾛ)　一般社団法人等である通算法人　100分の23.2 (ﾊ)　協同組合等である通算法人　100分の19 (ﾆ)　公益法人等である通算法人　100分の19 (ﾎ)　租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人　100分の19	
３「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
４「当期控除額⑤」	⑴に掲げる金額が⑵に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 ⑴　次の各欄の金額の合計額 (ｲ)　この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ﾛ)　第20号様式別表２の⑤の「計」の欄の金額 (ﾊ)　第20号様式別表２の２の⑤の「計」の欄の金額 (ﾆ)　第20号様式別表２の４の⑤の「計」の欄の金額 (ﾎ)　第20号様式別表２の７の⑤の「計」の欄の金額 (ﾍ)　第20号様式別表２の８の④の「計」の欄の金額 ⑵　第20号様式別表１の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額	